

○川口市スポーツ推進審議会条例

昭和32年7月1日

条例第24号

改正 昭和35年10月10日条例第54号

昭和46年6月25日条例第31号

平成10年3月24日条例第13号

平成12年3月23日条例第19号

(題名改称)

平成23年9月26日条例第98号

(題名改称)

平成24年3月27日条例第24号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、川口市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成23条例98・全改)

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(平成24条例24・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内でこれを組織する。

2 委員は、スポーツに関して学識経験がある者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成10条例13・平成12条例19・平成24条例24・一部改正)

(専門部会)

第4条 審議会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置いてその所掌事務を分掌させることができる。

2 専門部会の部、会長及び委員は、会長が指名する。

(平成24条例24・一部改正)

(会議)

第5条 審議会の会議は、教育委員会が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(平成24条例24・一部改正)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(平成24条例24・全改)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平成24条例24・全改)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年10月10日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年6月25日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(平成10年3月24日条例第13号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第98号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市スポーツ振興審議会条例の規定により任命又は委嘱されている川口市スポーツ振興審議会の委員は、この条例による改正後の川口市スポーツ推進審議会条例の規定により任命又は委嘱された川口市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附 則(平成24年3月27日条例第24号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。